

柏崎市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条に基づき、柏崎市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(実施隊員)

第2条 実施隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名又は任命する。

- (1) 市職員のうち、鳥獣被害対策業務を担当する者
- (2) 新潟県猟友会柏崎支部会員であって、本市が行う有害鳥獣被害対策に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ、新潟県猟友会柏崎支部長が推薦する者

2 前項第2号に掲げる隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期及び解任)

第3条 隊員の任期は、指名又は任命された日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても解任することができる。

- (1) 死亡又は心身の故障により職務に従事することが困難となった場合
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）及び関係法規に違反した場合
- (3) 鳥獣保護法第52条の規定により、狩猟免許が取り消された場合
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要と認めた場合

(任務)

第4条 実施隊は、柏崎市鳥獣被害防止計画に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 有害鳥獣の捕獲、処理に関する業務

- (2) 被害防止柵の設置に関する業務
 - (3) その他鳥獣被害防止対策に関する業務
- (組織)

第5条 実施隊の編成は、次の構成によるものとする。

- (1) 隊長
- (2) 副隊長
- (3) 総括長
- (4) 副総括長
- (5) 隊員

2 隊長は、柏崎市市民生活部環境課長をもって充て、実施隊を掌握し、実施隊を代表する。

3 副隊長は、隊長が指名する隊員をもって充て、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 総括長は、新潟県猟友会柏崎支部長を充て、実施隊の現場活動を総括する。

5 副総括長は、隊長が指名する隊員をもって充て、総括長を補佐する。

6 隊員は、隊長の命を受け、業務に従事する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 隊員の職務に対する報酬は、新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)別表1の規定により支給する。

(庶務)

第7条 実施隊に関する庶務は、柏崎市市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。